

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 評価担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内</p> <p>(4) <u>インスティテューショナル・リサーチ室長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>インスティテューショナル・リサーチ室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の3までの規定により定める組織にあつては<u>国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構及び人と社会の未来研究院</u>に限る。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内</p> <p>(4) <u>総長戦略オフィス長</u></p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>第8条 委員会及び実行委員会の庶務は、<u>総長戦略オフィス</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第56号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に定めるものをいう。</p>	<p>第2条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程</p> <p style="text-align: center;">（平成17年達示第1号）</p> <p>（前 略）</p> <p>（保護管理者）</p> <p>第4条 個人情報を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部のオフィス、課若しくは室、共同事務部の課又は監査室をいう。以下同じ。</u>）に保護管理者を置き、当該部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事）をもって充てる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保護担当者）</p> <p>第5条 各部局に保護担当者を置き、当該部局の職員（学系、学域及び全学教員部にあっては、当該組織の事務を処理する<u>事務組織</u>の職員を含む。）のうちから保護管理者が指名する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第12節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等<u>並びに第5章に定める組織</u>をいう。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>（保護管理者）</p> <p>第4条 個人情報を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、共同事務部の課又は監査室をいう。以下同じ。</u>）に保護管理者を置き、当該部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事）をもって充てる。</p> <p>2・3 （同 左）</p> <p>（保護担当者）</p> <p>第5条 各部局に保護担当者を置き、当該部局の職員（学系、学域及び全学教員部にあっては、当該組織の事務を処理する<u>組織</u>の職員を含む。）のうちから保護管理者が指名する。</p> <p>2 （同 左）</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程 (平成27年達示第49号)</p> <p>(前 略) (保護責任者)</p> <p>第6条 特定個人情報等を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。））第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、事務本部のオフィス、課若しくは室、</u>共通事務部の課又は監査室をいう。以下同じ。）に保護責任者を置き、当該部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事）をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則（令和8年達示第56号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(保護責任者)</p> <p>第6条 特定個人情報等を取り扱う部局（各研究科等（研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。））第3章第7節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、</u>共通事務部の課又は監査室をいう。以下同じ。）に保護責任者を置き、当該部局の長（全学教員部にあっては、総長が指名する理事）をもって充てる。</p> <p>2・3 (同 左)</p>
<p>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2～4 }</p>	<p>附 則（令和8年達示第56号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2～4 }</p>

改正前	改正後
<p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第12節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部並びに監査室</u>をいう。</p> <p>（中 略）</p> <p>（通報に対する措置の検討）</p> <p>第7条 } 2 } （略）</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については<u>総合研究推進本部、教育改革戦略本部若しくは成長戦略本部若しくは事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室若しくは事務改革推進室</u>（以下「各本部及び事務本部の各部等」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については<u>各本部及び事務本部の各部等</u>に行わせるものとする。</p> <p>4 調査等を実施する<u>各本部及び事務本部の各部等</u>は、当該調査等の対象部局等と連携して調査等を実施するものとする。</p> <p>（中 略）</p> <p>（是正措置等）</p> <p>第11条 担当理事は、本調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、<u>各本部及び事務本部の各部等</u>又は当該本調査の対象部局の長</p>	<p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、各共通事務部及び<u>監査室</u>をいう。</p> <p>（通報に対する措置の検討）</p> <p>第7条 } 2 } （同 左）</p> <p>3 担当理事は、第1項に規定する事前調査については<u>組織規程第47条から第47条の3までの規定により定める組織</u>（以下「<u>支援組織</u>」という。）又は当該事前調査の対象部局等に、本調査については<u>支援組織</u>に行わせるものとする。</p> <p>4 調査等を実施する<u>支援組織</u>は、当該調査等の対象部局等と連携して調査等を実施するものとする。</p> <p>（是正措置等）</p> <p>第11条 担当理事は、本調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、<u>支援組織</u>又は当該本調査の対象部局の長（全学教員部にあつて</p>

改正前	改正後
<p>(全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下この条及び第16条において同じ。)に対し、是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じることを直ちに命じるものとする。</p> <p>2 <u>各本部及び事務本部の各部等</u>又は当該本調査の対象部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 担当理事は、必要に応じて、第2項の規定により講じた是正措置等が適切に機能していることを確認し、適切に機能していない場合には<u>各本部及び事務本部の各部等</u>又は当該本調査の対象部局の長に対し是正措置等を講じることを改めて命じるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第12条の2若しくは第13条の規定に違反した事実又は前条の規定により禁止している解雇若しくは前項の規定により禁止している不利益な取扱いの事実が判明した場合は、担当理事は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は<u>各本部及び事務本部の各部等</u>若しくは当該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(申出の方法)</p>	<p>は、総長が指名する理事。以下この条及び第16条において同じ。)に対し、是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じることを直ちに命じるものとする。</p> <p>2 <u>支援組織</u>又は当該本調査の対象部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 担当理事は、必要に応じて、第2項の規定により講じた是正措置等が適切に機能していることを確認し、適切に機能していない場合には<u>支援組織</u>又は当該本調査の対象部局の長に対し是正措置等を講じることを改めて命じるものとする。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 第12条の2若しくは第13条の規定に違反した事実又は前条の規定により禁止している解雇若しくは前項の規定により禁止している不利益な取扱いの事実が判明した場合は、担当理事は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は<u>支援組織</u>若しくは当該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第56号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(申出の方法)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、<u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室</u>、各共通事務部並びに監査室をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>	<p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）、各共通事務部及び監査室をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>

改正前	改正後
<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則(令和8年達示第56号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程 (令和2年達示第45号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5)「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>附 則(令和8年達示第56号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する<u>共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあつては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構及び国際戦略本部にあつては当該機構等の事務を行う事務本部の部、総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部にあつては当該組織において当該事務を処理する組織（京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。））</u>の長（以下「<u>事務部の長</u>」という。）に報告するものとする。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 総長は、受託研究契約の締結に関する事務を<u>事務部の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務部の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに委託者と受託研究契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務部の長</u>は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する<u>組織の長（以下「事務担当組織の長」という。）</u>に報告するものとする。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 総長は、受託研究契約の締結に関する事務を<u>事務担当組織の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務担当組織の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに委託者と受託研究契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務担当組織の長</u>は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものと</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(研究の中止等)</p> <p>第10条 部局の長は、やむを得ない理由があると認める場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により受託研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び委託者に通知し、及び<u>事務部の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務部の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第8条第1項の規定に基づき、当該受託研究の中止又は研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>する。</p> <p>(研究の中止等)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により受託研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び委託者に通知し、及び<u>事務担当組織の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務担当組織の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第8条第1項の規定に基づき、当該受託研究の中止又は研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>附 則 (令和8年達示第56号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学民間等共同研究取扱規程</p> <p>(平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定</u>により定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4・5 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する<u>共通事務部</u>（<u>複合原子力科学研究所及び附属図書館</u>にあつては<u>部局事務部</u>、<u>環境安全保健機構</u>、<u>情報環境機構</u>及び<u>国際戦略本部</u>にあつては<u>当該機構等の事務を行う事務本部の部</u>、<u>総合研究推進本部</u>、<u>教育改革戦略本部</u>及び<u>成長戦略本部</u>にあつては<u>当該組織において当該事務を処理する組織</u>（<u>京都大学事務組織規程</u>（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、<u>当該組織の長が定めるものをいう。</u>））の長（以下「<u>事務部の長</u>」という。）に報告するものとする。</p>	<p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する<u>組織の長</u>（以下「<u>事務担当組織の長</u>」という。）に報告するものとする。</p>
<p>(契約の締結)</p> <p>第7条 総長は、共同研究契約の締結に関する事務を<u>事務部の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務部の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに民間機関等と共同研究契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務部の長</u>は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第7条 総長は、共同研究契約の締結に関する事務を<u>事務担当組織の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務担当組織の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに民間機関等と共同研究契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務担当組織の長</u>は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p>
<p>(中 略)</p> <p>(研究の中止等)</p> <p>第12条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、民間機関等と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び民間機関等に通知し、及び<u>事務部の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務部の長</u>は、前項の報告を受けたときは、</p>	<p>(研究の中止等)</p> <p>第12条 } } (同 左) } 2 } 3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び民間機関等に通知し、及び<u>事務担当組織の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務担当組織の長</u>は、前項の報告を受けたと</p>

改正前	改正後
<p>第7条第1項の規定に基づき、当該共同研究の中止又は研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学臨床研究等取扱規程 (平成30年達示第36号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2～8 }</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部（<u>複合原子力科学研究所にあつては複合原子力科学研究所事務部、医学部附属病院にあつては臨床研究等の内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部附属病院事務部、環境安全保健機構にあつては施設部、総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部にあつては当該組織において当該事務を</u></p>	<p>きは、第7条第1項の規定に基づき、当該共同研究の中止又は研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2～8 }</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 (同 左)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の臨床研究等に係る事務を処理する<u>組織の長</u>（以下「<u>事務担当組織の長</u>」という。）に報告するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>処理する組織（京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。）の長（以下「<u>事務部の長</u>」という。）に報告するものとする。</p> <p>（契約の締結）</p> <p>第12条 臨床研究等の実施に係る研究資金等を受け入れる場合は、契約を締結しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 総長は、第1項の契約の締結に関する事務を<u>事務部の長</u>に委任する。</p> <p>4 <u>事務部の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに資金提供者との契約締結に係る事務を行うものとする。</p> <p>5 <u>事務部の長</u>は、前項により契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>（中 略）</p> <p>（臨床研究等の中止等）</p> <p>第17条 部局の長は、やむを得ない理由があると認める場合は、臨床研究等の内容に応じた委員会の審議を経て、臨床研究等の中止又は期間の延長を決定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により臨床研究等の中止又は期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び資金提供者に通知し、及び<u>事務部の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務部の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第12条第3項の規定に基づき、当該臨床研究等の中止又は期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>（契約の締結）</p> <p>第12条 } } (同 左)</p> <p>2 } }</p> <p>3 総長は、第1項の契約の締結に関する事務を<u>事務担当組織の長</u>に委任する。</p> <p>4 <u>事務担当組織の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに資金提供者との契約締結に係る事務を行うものとする。</p> <p>5 <u>事務担当組織の長</u>は、前項により契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>（臨床研究等の中止等）</p> <p>第17条 } } (同 左)</p> <p>2 } }</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により臨床研究等の中止又は期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び資金提供者に通知し、及び<u>事務担当組織の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務担当組織の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第12条第3項の規定に基づき、当該臨床研究等の中止又は期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>附 則（令和8年達示第56号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する<u>共通事務部（複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部、総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部にあっては当該組織において当該事務を処理する組織（京都大学事務組織規程（平成16年達示60号）第3条第1項に定める部に相当するものとして、当該組織の長が定めるものをいう。））</u>の長（以下「<u>事務部の長</u>」という。）に報告するものとする。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 総長は、学術指導契約の締結に関する事務を<u>事務部の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務部の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに依頼者と学術指</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する<u>組織の長（以下「事務担当組織の長」</u>という。）に報告するものとする。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 総長は、学術指導契約の締結に関する事務を<u>事務担当組織の長</u>に委任する。</p> <p>2 <u>事務担当組織の長</u>は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに依頼者と</p>

改正前	改正後
<p>導契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務部の長</u>は、<u>学術指導契約</u>を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(学術指導の中止等)</p> <p>第10条 部局の長は、やむを得ない理由があると認める場合は、依頼者と協議のうえ、学術指導の中止又は指導期間の変更を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により学術指導の中止又は指導期間の変更を決定したときは、その旨を総長及び依頼者に通知し、及び<u>事務部の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務部の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第8条第1項の規定に基づき、当該学術指導の中止又は指導期間の変更に係る必要な契約変更を行うとともに、契約変更後に、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>学術指導契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>事務担当組織の長</u>は、<u>学術指導契約</u>を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>(学術指導の中止等)</p> <p>第10条 } } (同 左)</p> <p>2 } }</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により学術指導の中止又は指導期間の変更を決定したときは、その旨を総長及び依頼者に通知し、及び<u>事務担当組織の長</u>に報告するものとする。</p> <p>4 <u>事務担当組織の長</u>は、前項の報告を受けたときは、第8条第1項の規定に基づき、当該学術指導の中止又は指導期間の変更に係る必要な契約変更を行うとともに、契約変更後に、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>附 則 (令和8年達示第56号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学における寄附金の運用益を活用した冠教授に関する規程 (令和7年達示第33号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(設置の決定)</p> <p>第6条 総長は、第4条の申込みがあったときは、当該寄附の趣旨を踏まえ、本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認められるものについて、役員会の議を経て本学又は部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章</p>	<p>(設置の決定)</p> <p>第6条 総長は、第4条の申込みがあったときは、当該寄附の趣旨を踏まえ、本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認められるものについて、役員会の議を経て本学又は部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章</p>

改正前	改正後
<p>第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）に冠教授を設置することができる。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程</p> <p style="text-align: center;">（令和元達示第50号）</p> <p>（前 略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>事務本部及び各共通事務部</u>であって、1名以上の登録者が所属する組織</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学における動物実験の実施に関する規程</p>	<p>第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）に冠教授を設置することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(16) }</p> <p>(17) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）であって、1名以上の登録者が所属する組織</p> <p>(18)～(21) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(平成18年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(13) }</p> <p>(14) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成25年達示第46号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第56号）</p>

改正前	改正後
	この規程は、令和8年4月1日から施行する。